

平成24年(ワ)第430号ほか 川内原発差止等請求事件

原告 青木敏ほか3035名

被告 九州電力株式会社(以下「被告会社」という。)

被告 国(以下「被告国」という。)

判決骨子

1 原告らの被告国に対する請求のうち、人格権及び生存権に基づき、被告会社に
対して川内原子力発電所1号機及び同2号機(以下「本件原子炉施設」とい
う。)の運転を差し止めさせることを求める請求に係る訴えは、規制権限の発動
を求めるものであり、一般の民事訴訟において、これを求めるることはできないか
ら、不適法である。

2 原告らの被告会社に対する請求のうち、生存権に基づく差止請求は、生存権に
具体的権利性が認められないから、理由がない。

3 原子力規制委員会によって安全性に関する基準に適合する旨の判断が示されて
いる本件原子炉施設については、被告会社によって、上記基準又は判断に不合理
な点がないことが相当の根拠、資料に基づいて主張立証された場合には、原告ら
において、本件原子炉施設が安全性を欠いていることについて、具体的に主張立
証する必要がある。

本件原子炉施設について、地震、火山事象、その他原告らが主張する事象によ
つて放射性物質が周辺環境に異常な水準で放出される事故が発生する具体的危険
性の有無や、安全確保対策及び避難計画等の不備により原告らの人格権が侵害さ
れる具体的危険性の有無について検討したところ、本件原子炉施設について、そ
れらの具体的危険性があるとは認められない。

したがって、原告らの被告会社に対する請求のうち、人格権に基づく差止請求
には理由がない。

4 原告らの被告らに対する損害賠償請求は、本件原子炉施設の運転により原告ら
の人格権が侵害される具体的な危険性があるとはいえないから、理由がない。

以上